（出産費及び家族出産費の支給に要する費用の見込額の算定方法）

第百十九条の十六　令第二十三条の三の規定により読み替えて適用する健康保険法第百五十二条の四に規定する出産費及び家族出産費の支給に要する費用の見込額は、第一号に掲げる額に第二号及び第三号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一　当該年度の前々年度における当該組合員に係る出産費及び家族出産費の支給に要した費用の額（法第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項に規定する政令で定める金額に係る部分に限る。）

二　健康保険法施行規則第百三十四条の四第一項第二号に掲げる率

三　健康保険法施行規則第百三十四条の四第一項第三号に掲げる率

（掛金等の還付）

第百二十条の七　［略］

2　前項の規定は、令第五十二条第三項又は附則第六条の二第三項の規定により任意継続掛金又は特例退職掛金の還付をする場合について準用する。

（法第百十二条の二第一項の財務省令で定める者等）

第百二十五条の二の二　［略］

2　［略］

［一～六　略］

七　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第十条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者が、同法第二条第六項に規定する匿名加工医療情報作成事業を行う場合

［八～十一　略］

（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務等）

第百二十五条の三　［略］

［2・3　略］

4　法第百十四条の二第二項の財務省令で定めるものは、生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項の規定による給付又は支給を行う国とする。

（船員組合員の療養の給付等）

第百二十七条の三　第九十九条から第百五条の十までの規定は、船員組合員又はその被扶養者が法第百二十条の規定により、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十三条（第四項を除く。）、第六十一条から第六十四条第一項まで、第六十五条、第六十八条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十二条又は第八十三条の規定の例により療養を受ける場合について準用する。この場合において、第九十九条第二項第一号中「組合員証」とあるのは「船員組合員証」と、同項第三号中「組合員の」とあるのは「船員組合員の」と、同条第三項中「組合員が」とあるのは「船員組合員が」と、「組合員証」とあるのは「船員組合員証」と、「組合員で」とあるのは「船員組合員で」と、第百二条の二第一項中「組合員証」とあるのは「船員組合員証」と、同条第二項中「組合員が」とあるのは「船員組合員が」と、「組合員証」とあるのは「船員組合員証」と、「組合員で」とあるのは「船員組合員で」と、第百五条第一項中「組合員被扶養者証」とあるのは「船員組合員被扶養者証」と、「組合員証」とあるのは「船員組合員証」と、「組合員で」とあるのは「船員組合員で」と、「組合員被扶養者」とあるのは「船員組合員被扶養者